

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号、令和7年(ワ)第419号

志賀原子力発電所運転差止請求訴訟

原告 北野 進 外

被告 北陸電力株式会社

金沢地方裁判所 民事部合議1係 御中

証拠説明書

～第66準備書面関係～

2026年8月24日

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵 正 明



外

以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

番号	標目	原写	作成者	作成日	立証趣旨等
A 175	志賀原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書（2号原子炉の増設）（抄）	写し	被告	H9.5	被告が、志賀原発2号機の設置変更許可申請をした当時、能登半島北部沿岸部断層帯が活断層として認識されていなかったこと。
A 176	平成18年(ネ)第108号 準備書面（6）（抄）	原本	被告（控訴人）代理人	H20.3.19	(1) 被告が、平成20年3月に能登半島北部沿岸部断層帯について、69キロメートルに限って活断層と認めたこと。 (2) また、邑知潟断層帯の耐震設計に考慮する活断層を、当初の石動山断層の8キロメートルのみから、邑知潟南縁断層帯として34キロメートルに延伸したこと。

					(3) 被告が、活断層と認めていなかった羽咋沖東・西両断層について、羽咋沖西撓曲について 23 キロメートル、羽咋沖東撓曲について 32 キロメートルを活断層と認めたこと。 (4) 被告が、福浦断層について活断層と認めていなかったこと。 (5) 被告が、基盤島断層及び兜岩沖断層について活断層ではないとの評価を変えなかったこと。
A 177	志賀原子力発電所2号炉 敷地周辺の地質・地質構造について 資料 1 - 1 (抄)	写し	被告	2023.5.12	被告が、2023 年 5 月当時、能登半島北部沿岸部断層帯として約 96 キロメートル区間を後期更新世以降の活動が否定できないと評価して、国による連動の評価等により従来の 69 キロメートルから延伸させたこと
A 178	志賀原子力発電所2号炉 敷地周辺の地質・地質構造について 資料 2 - 1 (抄)	写し	被告	2023.10.6	被告が、2023 年 10 月当時、能登半島北部沿岸部断層帯と笹波沖断層帯との連動について 5 つの理由を挙げて否定していたこと
A 179	志賀原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査体制及び審査資料の作成状況等について (抄)	写し	被告	2024.11.6	被告が、2024 年 11 月 6 日の規制委員会との面談において、能登半島北部の活断層と周辺活断層との連動評価を、従来の約 96 キロメートルから約 178 キロメートルに延伸するとしたこと
A 180	志賀原子力発電所2号炉 敷地周辺の地質・地質構造について 資料 1 - 1 (抄)	写し	被告	2025.3.21	被告が、能登半島北部の活断層と周辺活断層との連動評価を、約 178 キロメートルに延伸したのは、令和 6 年能登半島地震で連動した可能性があるとして評価したからにすぎないこと。

A 181	志賀原子力発電所2号炉 敷地周辺の地質・地質構造について 資料1-1 (抄)	写し	被告	2026.4.3	被告が、能登半島北部の活断層と周辺活断層との連動評価を、従来の約 178 キロメートルから約 226 キロメートルに延伸したこと
A 182	志賀原子力発電所2号機 新規制基準への適合性に係る申請の概要について 資料1 (抄)	写し	被告	H26.8.26	被告が、2014 (平成 26) 年当時、敷地内活断層をシームと称して断層と認めていなかったこと
A 183	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 【コメント回答】 資料1 (抄)	写し	被告	H29.3.10	被告が、2017 (平成 29) 年 3 月 10 日の規制委員会審査会合に提出した資料で、シームの表記を断層と改めたこと
A 184	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 資料1 (抄)	写し	被告	2021.1.15	被告が、敷地内断層について、断層であることは認めたものの、活断層ではないとしていたこと
A 185	平成 11 年 (ワ) 第 430 号 最終準備書面 (補充) (抄)	写し	被告代理人	H17.9.20	被告が、石動山断層の 8 キロメートルのみを活断層として評価し、邑知潟断層帯全体を一連のものとして評価する必要がないとしていたこと
A 186	邑知潟断層帯の長期評価について	写し	地震調査研究推進本部 地震調査委員会	H17.3.9	地震調査委員会が、平成 17 年 3 月に邑知潟断層帯の長さを約 44 キロメートルと評価していたこと。
A 187	平成 18 年 (ネ) 第 108 号 準備書面 (9) (抄)	写し	被告(控訴人)代理人	H20.8.27	被告が、邑知潟断層帯について、地震調査委員会の評価の約 44 キロメートルを基にして考慮する必要はないと主張していたこと

A 188	志賀原子力発電所2 号炉 敷地周辺の地 質・地質構造につい て 資料1 (抄)	写 し	被告	2022.7.29	被告が、2022 (令和 4) 年 7 月 に、邑知潟南縁断層帯の長さを 44.3 キロメートルに変更したこと
A 189	志賀原子力発電所2 号炉 敷地周辺の地 質・地質構造につい て 資料2 (抄)	写 し	被告	2021.5.14	被告が、従来の評価を変遷させ て、富来川南岸断層について、2021 (令和 3) 年に活断層であることを 認めたこと
A 190	平成 18 年 (ネ) 第 108 号 準備書面 (8) (抄)	写 し	被告(控訴 人)代理人	H20.7.9	被告が、平成 20 年当時、福浦断層 を活断層と認めていなかったこと
A 191	志賀原子力発電所2 号炉 敷地の地質・ 地質構造について 資料1 (抄)	写 し	被告	2021.10.14	被告が、2021 (令和 3) 年 10 月 14 日の規制委員会審査会合で、福 浦断層の長さを 3.2 キロメートル に延伸したこと
A 192	志賀原子力発電所2 号炉 敷地の地質・ 地質構造について 【コメント回答】 資料1 (抄)	写 し	被告	H29.12.8	被告が、2017 (平成 29) 年に、 従来の評価を変遷させて、碁盤島 沖断層及び兜岩沖断層について活 断層であることを認めたこと